

文化創造拠点に関する条例について



文化創造拠点完成予想図(プロムナード側上空から)
(提供:大和駅東側第4地区市街地再開発組合)

制定・改正した条例

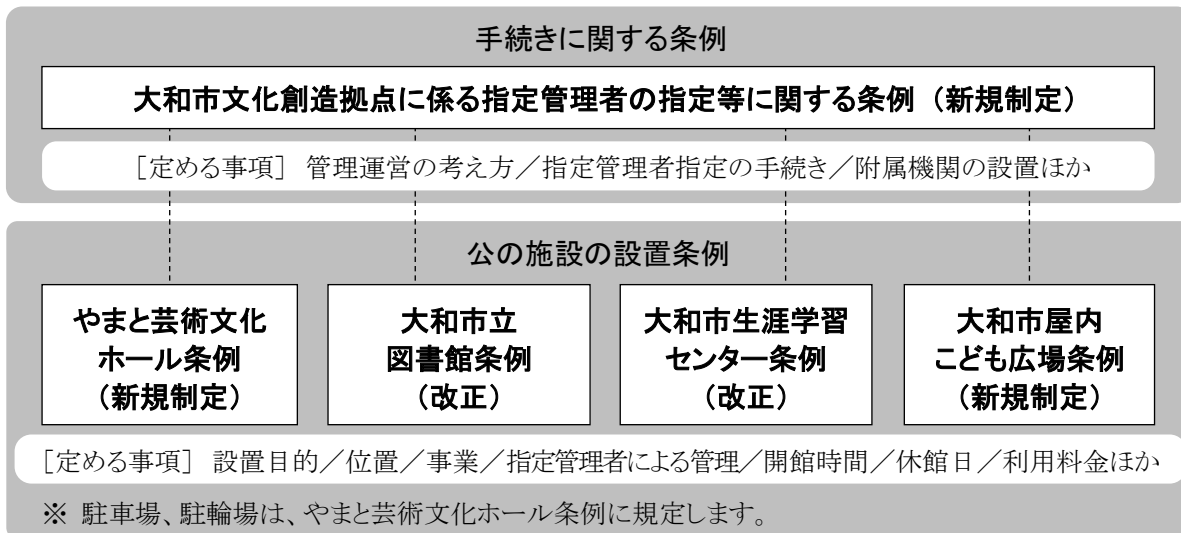
条例の概要・共通事項	P2
条例の内容		
① 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例	P4
② やまと芸術文化ホール条例	P5
③ 大和市立図書館条例	P7
④ 大和市生涯学習センター条例	P8
⑤ 大和市屋内こども広場条例	P9

スケジュール

平成26年	7月	建設工事着工
	10月～	指定管理者公募・選定
平成27年	3月	指定管理者決定(議決)
平成28年	7月	建設工事竣工
	11月3日	開館

条例の概要

文化創造拠点では、構成する4つの施設の設置条例と、それらの運営を指定管理者(民間企業や団体)に委ねる手続きなどを定めた条例、計5つの条例を定めています。



施設の設置条例に定める共通事項

施設の設置条例では施設ごとに開館時間、休館日などを定めますが、今回は複数の施設を同じ建物内に設置しますので、共通する事項についてまとめました。詳細は、各施設の条例の内容(4ページ以降)をご覧ください。

開館時間

開館時刻は駐車場を除いて全館午前9時ですが、閉館時刻は利用需要や運営コストなどを考慮して、施設ごと、フロアごとに設定しています。

		午前9時	午後7時	午後8時	午後9時	午後9時30分	午後10時
6階	生涯学習センター	[午前9時～午後9時30分]					
4・5階	図書館(一般開架)	[午前9時～午後8時] 日曜・祝日					
3階	図書館(児童開架) 屋内子ども広場 スタジオ(生学C)	[午前9時～午後9時]					
2階	市民交流ラウンジ (生涯学習センター)	[午前9時～午後8時] 日曜・祝日					
1階	芸術文化ホール	[午前9時～午後9時30分]					
地下1階	駐車場・駐輪場	[午前8時15分～午後10時30分]					

休館日

芸術文化ホールと生涯学習センターは、年末年始6日間を休館します。年末年始も利用需要の高い図書館と屋内こども広場は大晦日と元日のみを休館とします。

ただし、施設のメンテナンスなどで臨時休館する場合があります。

施設 \ 日付	休館日	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4
芸術文化ホール 生涯学習センター	12月29日～ 1月3日								
図書館 屋内こども広場	12月31日・ 1月1日								

利用料金

文化創造拠点の施設は、図書館を除いて有料施設になります。これは、施設を利用する人と利用しない人との間に不公平が生じないように、利用する人に維持管理経費の一部を負担していただくものです。利用料金は、各施設の条例の内容をご覧ください。

公立図書館については、図書館法で入館料や資料の利用料を徴収できないことになっていますので、料金の規定はありません。

施設を管理する指定管理者は、条例で定められた利用料金を上限として、その範囲内で料金を独自に設定することができます。また、市の主催事業など限られた範囲で利用料金を減額または免除することができます。

開館日(条例の施行日)

再開発ビルの竣工(平成28年7月予定)後、図書館の蔵書の移転や開館準備作業を経て、平成28年11月3日(木)文化の日を条例の施行日(開館日)とします。

一部、指定管理者の手続きに関する規定は、平成26年7月1日に施行しています。



文化創造拠点完成予想図(プロムナードから)
(提供:大和駅東側第4地区市街地再開発組合)

条例の内容

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例

(1) 目的

管理に関する必要事項を定め、文化創造拠点を構成する施設の連携と融合を図ります。

(2) 施設構成

条例の対象施設は、指定管理者制度を導入する次の4施設です。

- ・やまと芸術文化ホール（駐車場、駐輪場を含みます）
- ・大和市立図書館
- ・大和市生涯学習センター
- ・大和市屋内こども広場

(3) 指定管理の指定の手続き等

文化創造拠点では、指定管理者に関する手続きを一体的に行います。

(4) 指定管理者の公募

指定管理者は公募による選定を基本とします。

(5) 指定管理者の選定基準

次に掲げる選定基準に照らし、最も適当な指定管理者候補者を選定します。

- ① 平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(6) 指定期間

指定の日から起算して5年を超えない期間とします。ただし、再指定を妨げません。

(7) 審議会の設置

文化創造拠点の管理等に関する事項（指定管理者候補者の選定や運営評価等）を一体的に審議するため、大和市文化創造拠点運営審議会を設置します。

委員構成

任期	2年
人数	7人以内
選出区分	(1) 市長が行う公募に応じた市民 (2) 知識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認めた者

やまと芸術文化ホール条例

(1) 設置（目的）

大和市文化芸術振興条例に掲げる基本理念にのっとり、本市の文化芸術を振興するための施設として設置します。（位置：大和市大和南一丁目8番1号）

(2) 施設内容

- ・芸術文化ホール（メインホール、サブホール、楽屋、ギャラリー、マルチスペース）
- ・駐車場、駐輪場

(3) 事業

- ① 文化芸術に関する公演、講座、館外活動等のための企画及び実施
- ② 文化芸術に関する公演等のための施設の提供
- ③ 文化芸術に関する情報の収集、提供その他支援
- ④ その他設置目的を達成するために必要な事業

(4) 指定管理者による管理

やまと芸術文化ホールの管理は、指定管理者に行わせるものとします。

(5) 開館時間

- ・芸術文化ホール：午前9時 ～午後10時
- ・駐車場、駐輪場：午前8時15分～午後10時30分



メインホールの内観イメージ
（提供：大和駅東側第4地区市街地再開発組合）

(6) 休館日

- ・芸術文化ホール：1月1日～3日、12月29日～31日
- ・駐車場、駐輪場：1月1日、12月31日

(7) ホール等の利用料金

① 基本料金

施設名		利用料金（基本料金）			
		午前	午後	夜間	1日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
メインホール （約1,000席）	平日	22,900円	38,600円	52,800円	114,300円
	休日等	32,000円	54,900円	71,100円	158,000円
サブホール （約280席）	平日	7,900円	11,600円	12,700円	32,200円
	休日等	10,400円	15,500円	16,600円	42,500円
メインホール楽屋（小）		500円	700円	800円	2,000円
メインホール楽屋（中）		800円	1,000円	1,100円	2,900円
メインホール楽屋（大）		2,100円	2,700円	2,900円	7,700円
サブホール楽屋（小）		500円	700円	800円	2,000円
サブホール楽屋（中）		900円	1,200円	1,300円	3,400円
ギャラリー ※					19,000円
マルチスペース ※		3,800円	5,400円	6,400円	15,600円

※ 可動式パネルで分割が可能です。半面利用の場合は上記額の50%です。

② 利用料金の加算

下記区分の場合は、基本料金に下表に掲げる率を乗じて得た額が利用料金となります。

区 分	施 設	1人あたり入場料の最高額	率
入場料の徴収を行う場合	メインホール	3,000円以上5,000円未満	150%
		5,000円以上	200%
	サブホール	1,000円以上3,000円未満	150%
		3,000円以上	200%
	ギャラリー	1,000円未満	150%
		1,000円以上	200%
営利目的で利用する場合			250%

③ 利用料金の割引

下記区分の場合は、割引後の額になります。

区 分	割引後の利用料金 ※
メインホール1階席のみを利用した公演等	基本料金の70%の額
リハーサル、準備等のためにホールを利用するとき	基本料金の50%の額
練習のため、利用日29日前から前日までにホールの利用申込みをしたとき	基本料金の30%の額

※ ②の加算料金が適用された場合は、加算後の額が基本料金となります。

④ 附属設備、備品等の利用料金

条例には下記種別ごとに上限額を定め、物品ごとの利用料金は開館までに定めます。

種別	想定される品目	利用料金
舞台関係	音響反射板、所作台、屏風、演台、譜面台など	30,000円
照明関係	照明設備、移動式スポットライト、効果用マシンなど	90,000円
音響関係	拡声装置、録音・再生機器、スピーカー、マイクなど	15,000円
映写関係	プロジェクター、DVDプレーヤー、スクリーンなど	36,000円
楽器	ピアノなど	30,000円
展示関係	移動式展示ケース、展示台など	2,000円
その他	持込器具用電源など	1,000円

⑤ 駐車場・駐輪場の利用料金

施設	区 分	利用料金	
		基本料金	1日の上限額
駐車場	普通車	30分ごとに200円	1,000円
	二輪自動車及び原動機付自転車	240分ごとに100円	300円
駐輪場	自転車	360分ごとに100円	200円

※ 無料時間枠は別途定めます。

大和市立図書館条例

(1) 位置

現在の場所「大和市深見西一丁目2番17号」から「大和市大和南一丁目8番1号」に変更します。

(2) 事業

- ① 図書館法第3条の各号に掲げる事業
- ② その他、図書館の設置目的に照らして必要な事業

(3) 指定管理者による管理

図書館の管理は、指定管理者に行わせるものとします。(一部の事務は市が行います)

(4) 開館時間

現 行： 午前9時～午後8時（土日・祝日は午後6時まで）

変更後： [3階 児童開架] 午前9時～午後7時
[4・5階 一般開架] 平日 午前9時～午後9時
日・祝日 午前9時～午後8時

(5) 休館日

現 行： 毎週月曜日（祝日を除く）及び1月1日～3日、12月29日～31日

変更後： 1月1日、12月31日



新図書館の内観イメージ
(提供:大和駅東側第4地区市街地再開発組合)

大和市生涯学習センター条例

(1) 位置

現在の場所「大和市深見西一丁目3番17号」から「大和市大和南一丁目8番1号」に変更します。

(2) 指定管理者による管理

生涯学習センターの管理は、指定管理者に行わせるものとします。(一部の事務は市が行います)

(3) 開館時間

午前9時～午後9時30分(現行のとおり)

※ 市民交流ラウンジは午前9時～午後9時(日・祝日は午前9時～午後8時)

※ 使用時間区分(現行のとおり)

1	2	3	4	5	6
9:00 ～11:00	11:00 ～13:00	13:30 ～15:30	15:30 ～17:30	17:30 ～19:30	19:30 ～21:30

(4) 休館日

現 行：毎週月曜日、1月1日～3日、12月29日～31日

変更後：1月1日～3日、12月29日～31日

(5) 利用料金

① 会議室等の利用料金

階	部屋の種別	部屋数	定員	利用料金	料金の単位
6階	講習室	1	145人	2,500円	1部屋 2時間
	大会議室	2	55人	1,600円	
	中会議室	1	25人	1,000円	
	小会議室	5	16～18人	800円	
	和室	1	24人	1,000円	
	美術・工芸室	1	37人	2,200円	
	調理実習室	1	37人	1,600円	
3階	スタジオ	(大)	1	40人	1,500円
		(中)	1	5人	600円
		(小)	1	2人	300円
2階	市民交流ラウンジ		—	100円	1人2時間

② 備品等の利用料金

条例では種別ごとに上限額を定め、開館前に物品ごとの料金を定めます。

種別	想定される備品等	利用料金	料金の単位
団体用倉庫等	貸出用棚、ロッカー等	1,000円	1区画1か月
貸出設備、備品等	プロジェクター等	500円	1回

③ 利用料金の加算

営利団体が利用する場合、料金は2倍になります。(市民交流ラウンジ、貸出備品等は除きます)

大和市屋内こども広場条例

(1) 設置（目的）

市民の子育て・子育てを支援し、子どもの健やかな成長、子育て世代の親子の交流の促進等を図ることを目的として設置します。（位置：大和市大和南一丁目8番1号）

(2) 事業

- ① 子どもの遊び及び学びの場の提供
- ② 子育て世代の親子の交流促進
- ③ 子育てに係る相談及び情報提供
- ④ 大和市文化創造拠点の利用に併せた保育に関すること
- ⑤ その他市長が必要と認める事業

(3) 指定管理者による管理

屋内こども広場の管理は、指定管理者に行わせるものとします。

(4) 開館時間

午前9時～午後7時

(5) 休館日

1月1日及び12月31日

(6) 利用料金

施設名	区分	利用料金		
		市内利用者	市外利用者	単位
げんきっこ広場 ※1	こども	200円	300円	1人2時間
	おとな	300円	400円	1人1日
保育室（預かり） ※2	個人利用	500円		1人1時間
多目的室（部屋貸し） ※3	団体利用	1,000円		1部屋2時間

※1 げんきっこ広場は、こどものみの入場はできません。保護者同伴になります。

※1 げんきっこ広場を利用できるこどもは、満3歳から小学3年生までです。家族で入場する場合などに3歳未満のこどもと一緒に入場する場合は無料です。

※2 保育室で預かることのできるこどもは、満1歳から小学校就学前までです。

※2 保育室の利用は、1日につき4時間までです。

※3 多目的室の貸出しは、文化創造拠点内で開催される講座、講演会等に伴う保育のための利用に限ります。単なる部屋貸し利用はできません。

※1～3 施設の利用には、個人または団体の利用者登録が必要です。